

1 いじめ問題に対する学校の基本姿勢について

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（肩パンチ等含む）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 学校の姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめ問題について解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・クラスや部活動内における良好な人間関係を築かせ、互いが高めあえる集団を目指す。
- ・生徒一人一人を深く理解し好ましい人間関係に基づく積極的な生徒指導を行う

2 いじめ防止対策組織について（構成員、運営等について）

[名称]

いじめ防止対策委員会

[構成員]

- ・学校関係者（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部、教育相談係、進路指導主事、学年主任、養護教諭）
- ・第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表（学校評議員等）

[運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う

組織としていじめ防止対策委員会を組織する。

- ・年2回（4月、2月を目処とする）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組として第三者の意見を聞き、見直しを図る。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組について

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・「いじめ・めいわく調査」（年3回）を実施し状況を把握する。
※県のいじめ調査に合わせて年3回実施（5月、10月、1月）。記名式、無記名、選択式等の方式を適宜用いる。
- ・日頃から各生徒がクラス担任に相談しやすい雰囲気をつくるとともに、教育相談旬間を年2回設定し、生徒の悩みなどの把握に努める。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・hyper QU検査を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課、公民センター等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する
- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション能力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事を通じた全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、互いが高めあえる組織を目指す。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では分かる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った授業を推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【渉外部】

- ・PTA総会や学年保護者懇談会等でのいじめ防止に向けた講話を開催する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

4 いじめ問題発生時の対応・対処について

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〔組織対応〕

- ・生徒指導委員会等 による対応

※重大案件については県の施策「スペシャリストサポート事業」による第三者（弁護士、精神科医等）の派遣を活用する。

〔対応順序〕

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が当事者及び関係する生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・生徒指導委員会等にて指導方針の確定
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・**県教育委員会**への連絡と経過説明（校長が**県教育委員会**に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

〔対応順序〕

- ・**県教育委員会**（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか**県教育委員会**主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・生徒指導委員会に、必要に応じて第三者を加えて組織を編成することができる。
- ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
- ※県の施策「スペシャリストサポート事業」による第三者の派遣を活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・**県教育委員会**（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮をしつつ、学校としての説明責任を果たす。

- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- 調査結果は県教育委員会に報告する。（県教育委員会から知事に報告する。）
- 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

5 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事案に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定し、生徒の個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管する。

（重大事態の調査においても、データが裏付け資料として大変重要であることから必ず保管するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ・めいわく調査等はきわめて重要な資料となる。）

（保存するデータ：心理検査等、いじめ・めいわく調査（記名あり）、進路調査等）

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修を実施し生徒指導に積極的に活用する。

平成26年度4月1日施行

附則	平成27年4月27日	一部改訂
附則	平成28年4月18日	一部改訂
附則	平成29年4月24日	一部改訂